

議 案 名	個人情報保護に関する法律の一部改正等に伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
制 定 趣 旨	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律（令和3年法律第37号）第51条の規定による個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の一部改正等に伴い、これに関係する条例の一部を改正するものです。
制 定 内 容	<p>(1) 第1条 富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）の一部改正 個人情報保護に関する法律の規定により、保有個人情報の開示等を行うこととなるため、富士見市介護保険条例中の「第4章 個人情報」の規定を削るものです。</p> <p>(2) 第2条 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）の一部改正 個人情報保護に関する法律で使用する用語に合わせる等の改正をするものです。</p> <p>(3) 第3条 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）の一部改正 審査会への諮問の根拠が条例から個人情報保護に関する法律に変わること等により改正するものです。</p> <p>(4) 第4条 富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）の一部改正 個人情報の取扱いについて、その解釈を個人情報保護委員会が一元的に担うこととなったため、本市の審議会への諮問事項等について改正するものです。</p> <p>(5) 第5条 富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第18号）の一部改正 指定管理者の個人情報の取扱いに関する措置の根拠が、条例から個人情報保護に関する法律に変わることにより改正するものです。</p> <p>(6) 第6条 富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）一部改正 審査会への諮問の根拠が条例から個人情報保護に関する法律に変わることに伴い、これに関する手数料等の規定について整理、明確化を行うため改正するものです。</p>
施 行 日	デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律附則第1条第7号に掲げる規定（同法第51条の規定に限る。）の施行の日（令和5年4月1日）

富士見市介護保険条例（平成12年条例第6号）新旧対照表

（第1条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条—第9条）</p> <p>第3章 保険料（第10条—第17条）</p> <p><u>第4章 雑則（第18条）</u></p> <p><u>第5章 罰則（第19条・第20条）</u></p> <p>附則</p> <p>（削除）</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条）</p> <p>第2章 介護認定審査会（第2条—第9条）</p> <p>第3章 保険料（第10条—第17条）</p> <p><u>第4章 個人情報（第18条—第20条）</u></p> <p><u>第5章 雑則（第21条）</u></p> <p><u>第6章 罰則（第22条・第23条）</u></p> <p>附則</p> <p><u>第4章 個人情報</u></p> <p><u>（自己に関する情報の開示）</u></p> <p><u>第18条 市は、法第27条から第29条まで、第32条又は第33条の申請をした被保険者（法第9条に規定する被保険者をいう。以下同じ。）で、その結果についての通知を受けた者から、自己に関する市の行った調査についての結果（調査を委託したものも含む。）、主治の医師等の医師の意見書（以下「医師の意見書」という。）又は第8条の議事要録について、開示の請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示するものとする。</u></p> <p><u>（1） 法令又は条例に定めるところにより、開示をすることができないと認められる情報が含まれているとき。</u></p> <p><u>（2） 開示請求に係る情報に市及び当該被保険者以外の者（以下「第</u></p>

三者」という。)に関する情報が含まれている場合であって、開示をすることにより、当該第三者の正当な権利利益を害するおそれがあるとき。

(3) 前2号に定める場合を除くほか、開示をすることにより、著しく公益を害するおそれがあるとき。

2 前項の開示の請求は、当該被保険者のほか、規則で定める者もこれを行うことができる。

(居宅介護支援事業者からの請求情報の開示)

第19条 市は、法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者から、当該事業者と居宅介護サービス計画の作成について契約した被保険者に関する医師の意見書について、開示の請求があったときは、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、これを開示するものとする。

(1) 当該被保険者から自己に関する情報の開示について同意がされていないとき。

(2) 当該医師の意見書を作成した医師から当該意見書の開示について同意がされていないとき。

(要介護等認定結果の回答)

第20条 市は、医師の意見書を作成した医師から、当該医師の意見書に係る被保険者の法第27条から第29条まで、第32条又は第33条の認定の結果について照会があったときは、当該被保険者から回答することについて同意がされていない場合を除き、これに回答することができるものとする。

第5章 雑則

(委任)

第4章 雑則

(委任)

第18条 (略)

第5章 罰則

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第6章 罰則

第22条 (略)

第23条 (略)

富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号）新旧対照表

（第2条関係）

新	旧
<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p> 第1節 公文書の開示（第5条—第16条）</p> <p> 第2節 審査請求（第17条—第19条）</p> <p> 第3節 公文書の任意的な開示（第20条）</p> <p>第3章 情報公開の総合的な推進（第21条—第25条）</p> <p>第4章 雑則（第26条—第<u>30</u>条）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画</u>及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>	<p>目次</p> <p>第1章 総則（第1条—第4条）</p> <p>第2章 公文書の開示等</p> <p> 第1節 公文書の開示（第5条—第16条）</p> <p> 第2節 審査請求（第17条—第19条）</p> <p> 第3節 公文書の任意的な開示（第20条）</p> <p>第3章 情報公開の総合的な推進（第21条—第25条）</p> <p>第4章 雑則（第26条—第<u>29</u>条）</p> <p>附則</p> <p> （定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） （略）</p> <p>（2） 公文書 実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、<u>図画、写真、フィルム</u>及び電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、当該実施機関の職員が組織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。</p>

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに掲げる情報（次条から第10条までにおいて「不開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(7) (略)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、当該公文書から不開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該不開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 (略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報（第7条第7号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

ア 官報、公報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの

イ 図書館その他これに類する市の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(公文書の開示義務)

第7条 実施機関は、開示請求があったときは、開示請求に係る公文書に次の各号のいずれかに掲げる情報（次条から第10条までにおいて「非開示情報」という。）が記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1)～(7) (略)

(部分開示)

第8条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に非開示情報が記録されている場合において、当該公文書から非開示情報が記録されている部分を容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該非開示情報に係る部分以外の部分を開示しなければならない。

2 (略)

(公益上の理由による裁量的開示)

第9条 実施機関は、開示請求に係る公文書に非開示情報（第7条第7号に該当する情報を除く。）が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 (略)

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提示した場合において、開示決定をするときは、当該開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第14条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により_____、電磁的記録については閲覧_____、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案

第10条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、非開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第13条 (略)

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示の決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他実施機関が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1)・(2) (略)

3 実施機関は、前2項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提示した場合において、開示の決定をするときは、当該開示の決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも2週間を置かなければならない。この場合において、実施機関は、開示の決定後直ちに当該意見書(以下「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示の決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第14条 公文書の開示は、文書、図画又は写真については閲覧又は写しの交付により、フィルムについては視聴により、電磁的記録については視聴、閲覧、写しの交付等その種別、情報化の進展状況等を勘案

して実施機関が定める方法により行う。

2 前項の_____閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) (略)

(実施状況の報告及び公表)

第28条 市長は、毎年度この条例による情報公開制度についての実施状況を取りまとめ、その概要を富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例(平成15年条例第5号)第2条に規定する富士見市情報公開・個人情報保護審議会(次条において「審議会」という。)に報告しなければならない。

2 市長は、毎年度前項の情報公開制度についての実施状況の概要を公表するものとする。

(審議会への諮問等)

第29条 実施機関は、この条例の規定の改正又は廃止に係る事項について、情報公開制度を適正に運用するため特に必要であると認めるときは、審議会に諮問することができる。

2 前項に規定する諮問のほか、実施機関は、情報公開制度に関する運

して実施機関が定める方法により行う。

2 前項の視聴又は閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生じるおそれがあると認めるときその他合理的な理由があるときは、当該公文書の写しによりこれを行うことができる。

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第19条 第13条第3項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

(1) 開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決

(2) (略)

(実施状況の公表)

第28条 市長は、毎年度、各実施機関における公文書の開示の実施状況を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

(新設)

(新設)

用上の事項について必要に応じて審議会の意見を聴くことができる。

(委任)

第30条 (略)

(委任)

第29条 (略)

富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）新旧対照表

（第3条関係）

新	旧
<p>（設置）</p> <p>第1条 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。次条において「情報公開条例」という。）<u>第18条第1項及び個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第105条第3項において準用する同条第1項の規定による諮問に応じ審査請求について調査審議するため、富士見市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 諮問実施機関 情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした実施機関又は<u>個人情報保護法第105条第3項の規定において準用する同条第1項の規定により諮問をした実施機関をいう。</u></p> <p>（2） 公文書 情報公開条例第12条第1項に規定する開示決定等に<u>係る公文書（情報公開条例第2条第2号に規定する公文書をいう。）をいう。</u></p> <p>（3） 保有個人情報 <u>個人情報保護法第78条第1項第4号、第94条第1項又は第102条第1項に規定する開示決定等、訂正決定等又は利用停止決定等に係る保有個人情報（個人情報保護法第60条第1項に規定する保有個人情報をいう。）をいう。</u></p>	<p>（設置）</p> <p>第1条 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。次条において「情報公開条例」という。）<u>及び富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号。次条において「個人情報保護条例」という。）の規定に基づく</u> <u>審査請求について調査審議するため、富士見市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）を置く。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1） 諮問実施機関 情報公開条例第18条第1項の規定により諮問をした実施機関又は<u>個人情報保護条例第35条第1項</u> <u>の規定により諮問をした実施機関をいう。</u></p> <p>（2） 開示決定等 <u>情報公開条例第11条及び個人情報保護条例第20条に規定する開示の請求に係る決定をいう。</u></p> <p>（3） 訂正等 <u>個人情報保護条例第27条に規定する訂正、削除又は中止の請求をいう。</u></p>

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書又は保有個人情報^をを閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第7条第3項の規定による資料(公文書に記録されている情報の内容に限る。)の提出又は同条第4項若しくは第9条の規定による条例主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は条例主張書面の写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この条において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

2 審査会は、第7条第3項の規定による資料の提出(保有個人情報に含まれている情報の内容に限る。)又は法第106条第2項の規定により読み替えて適用される行政不服審査法(平成26年法律第68号)第81条第3項において準用する同法第74条若しくは同項において準用する同法第76条の規定による主張書面若しくは資料の提出があったときは、これらの資料又は主張書面の写し(電磁的記録にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該資料を提出した審査関係人(法第106条第2項の規定により読み替えて適

(委員による調査手続)

第10条 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第7条第1項の規定により提示された公文書_____を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第8条第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

(提出資料の写しの送付等)

第11条 審査会は、第7条第3項若しくは第4項又は第9条の規定による意見書又は_____資料の提出があったときは、当該意見書又は資料の_____写し(電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項及び次項において同じ。))にあつては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)を当該意見書又は資料を提出した審査請求人等以外の審査請求人等に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

(新設)

用される行政不服審査法第81条第3項において準用する同法第74条に規定する審査関係人をいう。以下この項及び第4項において同じ。）以外の審査関係人に送付するものとする。ただし、第三者の利益を害するおそれがあると認められるとき、その他正当な理由があるときは、この限りでない。

3 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された条例主張書面若しくは資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該条例主張書面若しくは当該資料の写し若しくは当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は交付を拒むことができない。

4 審査会は、第1項若しくは第2項の規定による送付をし、前項の規定による閲覧をさせ、若しくは同項の規定による交付をしようとするときは、当該送付又は閲覧若しくは交付に係る_____資料を提出した審査請求人等又は審査関係人の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

5 審査会は、第3項の規定による閲覧について、日時及び場所を指定することができる。

6 第3項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人は、富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）で定めるところにより、実費の範囲内において定める額の手数料を納めなければならない。

7 第3項の規定による交付は、送付の方法により求めることができる。

2 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書又は_____資料の閲覧（電磁的記録にあつては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）_____

_____を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧_____を拒むことができない。

3 審査会は、第1項_____の規定による送付をし、又は前項の規定による閲覧をさせ_____ようとするときは、当該送付又は閲覧_____に係る意見書又は資料を提出した審査請求人等_____の意見を聴かなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

4 審査会は、第2項の規定による閲覧等について、日時及び場所を指定することができる。

（新設）

（新設）

この場合において、審査請求人又は参加人は、前項の規定により納付しなければならない手数料のほか送付に要する費用を負担しなければならない。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、情報公開条例第18条第1項に規定する諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを同条第3項第1号に規定する審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

(答申書の送付等)

第13条 審査会は、諮問 _____ に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人 _____ に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

富士見市情報公開・個人情報保護審議会条例（平成15年条例第5号）新旧対照表

（第4条関係）

新	旧
<p><u>（趣旨）</u></p> <p>第1条 この条例は、市の情報公開制度及び個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会の設置及び組織並びに審議等の手続等について定めるものとする。</p> <p><u>（設置）</u></p> <p>第2条 次に掲げる事務を行うため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>（1）次に掲げる規定について、諮問又は意見を聴くこととされている事項に応じ、又は当該規定に関する事項について市長に意見を述べること。</u></p> <p>ア 特定個人情報保護評価に関する規則（平成26年特定個人情報保護委員会規則第1号）第7条第4項</p> <p>イ 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。以下この条において「情報公開条例」という。）第29条</p> <p>ウ 富士見市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年条例第 号。以下この条において「施行条例」という。）第13条</p> <p>エ 富士見市住民基本台帳ネットワークシステムセキュリティ規程（平成29年訓令第7号）第6条第4項</p>	<p><u>（設置）</u></p> <p>第1条 富士見市情報公開条例（平成13年条例第26号。次条において「情報公開条例」という。）に基づく情報公開制度及び富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号。次条において「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報保護制度の適正かつ円滑な運営を図るため、富士見市情報公開・個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。</p> <p><u>（所掌事務）</u></p> <p>第2条 審議会は、情報公開条例第2条第1号及び個人情報保護条例第2条第1号に規定する実施機関が審議会の意見を聴くこととされた事項について審議し、答申する。</p> <p>2 審議会は、個人情報保護条例の規定により実施機関が審議会に報告することとされた事項の報告を受ける。</p> <p>3 審議会は、情報公開制度及び個人情報保護制度の運営に関する重要事項について、意見を市長に述べることができる。</p>

(2) 情報公開条例第28条第1項及び施行条例第12条第1項の規定による報告を受けること。

(削除)

(守秘義務)

第7条 (略)

(庶務)

第8条 (略)

(委任)

第9条 (略)

(審議会の調査権限)

第7条 審議会は、審議のため必要があると認めるときは、実施機関の職員その他の関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第8条 (略)

(庶務)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

富士見市公の施設の指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年条例第18号）新旧対照表

（第5条関係）

新	旧
<p>（個人情報の保護）</p> <p>第9条 指定管理者が施設の管理に当たって個人情報（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第1項に規定する個人情報をいう。</u>）を取り扱う場合については、<u>同法第66条第2項により準用する第1項の規定に基づき適正に取り扱わなければならない。</u></p>	<p>（個人情報の保護）</p> <p>第9条 指定管理者が施設の管理に当たって個人情報（<u>富士見市個人情報保護条例（平成15年条例第3号）第2条第2号</u>に規定する個人情報をいう。）を取り扱う場合については、<u>同条例の例により、</u> <u>適正に取り扱わなければならない。</u></p>

富士見市行政不服審査関係手数料条例（平成28年条例第16号）新旧対照表

（第6条関係）

新	旧
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち<u>不服審査の</u>手続に関するものについては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第2条 <u>富士見市行政不服審査会条例（平成28年条例第15号）第1条に規定する行政不服審査会（以下「行政不服審査会」という。）の行う調査審議の手続のうち、次に掲げる手数料の額は、別表に定める額とする。</u></p> <p>（1）<u>行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額</u></p> <p>（2）<u>法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額</u></p> <p>2 <u>富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例（平成15年条例第4号）第1条に規定する情報公開・個人情報保護審査会（以下「情報公開・個人情報保護審査会」という。）の行う調査審議の手続のうち、次に掲げる手数料の額は、別表に定める額とする。</u></p> <p>（1）<u>法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額</u></p> <p>（2）<u>富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第6項の</u></p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第227条の規定により徴収する手数料のうち<u>行政不服審査</u>に関するものについては、別に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。</p> <p>（手数料の額）</p> <p>第2条 <u>行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第38条第6項の規定により読み替えて適用する同条第4項（他の法令において準用する場合を含む。）の条例で定める手数料の額は、別表に定める額とする。</u></p> <p>2 <u>法第81条第3項の規定により読み替えて準用する法第78条第4項の条例で定める手数料の額は、別表に定める額とする。</u></p>

規定により条例で定める手数料の額

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。) 法 第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項又は富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第3項の規定による交付についての申請の際又は当該申請に係る書類等の交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第4条 法第38条第1項の規定により交付を求められた審理員(法第9条第3項に規定する場合にあつては、審査庁)は、その
交付を受ける審査請求人又は参加人
が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第1項第1号の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定により交付を求められた行政不服審査会は、その交付を受ける審査請求人又は参加人
が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第1項第2号の手数料を減額し、又は免除することができる。

3 法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定により交付を求められた情報公開・個人情報保護審査会は、その交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第2項第1号の手

(手数料の徴収)

第3条 手数料は、法第38条第1項(法第9条第3項の規定により読み替えて適用する場合及び他の法令において準用する場合を含む。以下同じ。) 又は法第81条第3項の規定において準用する法第78条第1項
の規定による交付についての申請の際又は当該申請に係る書類等の
交付の際、これを徴収する。

(手数料の減免)

第4条 審理員(法第9条第3項に規定する場合にあつては、審査庁)は、法第38条第1項の規定による交付を受ける審査請求人又は参加人(以下「審査請求人等」という。)が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第1項の手数料を減額し、又は免除することができる。

2 富士見市行政不服審査会条例(平成28年条例第15号)第1条に規定する富士見市行政不服審査会は、法第81条第3項の規定により準用する法第78条第1項の規定による交付を受ける審査請求人等が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(新設)

数料を減額し、又は免除することができる。

4 富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第3項の規定により交付を求められた情報公開・個人情報保護審査会は、その交付を受ける審査請求人又は参加人が経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、第2条第2項第2号の手数料を減額し、又は免除することができる。

(送付による交付に係る費用の徴収)

第5条 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第1項（同令第23条の規定により準用する場合を含む。）及び富士見市情報公開・個人情報保護審査会条例第11条第7項の規定により、送付による交付を受ける審査請求人又は参加人は、規則で定めるところにより、当該送付に要する費用を納付しなければならない。

(新設)

(送付による交付に係る費用の徴収)

第5条 行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第14条第1項（同令第23条の規定により準用する場合を含む。） _____
_____の規定により、送付による交付を受ける審査請求人等 _____ は、規則で定めるところにより、当該送付に要する費用を納付しなければならない。